

議案第 37 号

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

令和元年 6 月 10 日 提出

北本市長 三 宮 幸 雄

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 31 年条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

別表選挙長及び開票管理者の項中「10,600円」を「10,800円」に改め、同表投票所の投票管理者及び投票管理者の職務代理者の項中「12,600円」を「12,800円」に改め、同表期日前投票所の投票管理者の項中「11,100円」を「11,300円」に改め、同表選挙立会人及び開票立会人の項中「8,800円」を「8,900円」に改め、同表投票所の投票立会人の項中「10,700円」を「10,900円」に、「5,350円」を「5,450円」に改め、同表期日前投票所の投票立会人の項中「9,500円」を「9,600円」に、「4,750円」を「4,800円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。